第

1210

号 |



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 1 2 月 4日 金曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☆事業所税・市によって課税されない?

Q:先日、隣の市でスーパーを営む友人と話していたところ、隣の市では事業所税が課税されないとのことでした。私の市では事業所税が課税されているのですが、どうしてでしょうか。

A:事業所税は、人口規模の大きい指定市 でのみ課税されます。

【解説】

事業所税は、人口、企業等が一部の都市に 集中して、このような都市においては財政需 要が通常以上に増大することに対処するため に、これらの都市が行う都市環境の整備及び 改善に関する事業に要する費用に充てるため に課する目的税です。このため、事業所税の 課税団体については、比較的人口規模が大き い市等に限られ、地方税法等において次のよ うに指定されています。

- (1)いわゆる政令指定都市…大阪、名古屋、京 都、横浜、神戸、北九州、札幌、川崎、福 岡、広島、仙台及び千葉の12市
- (2)(1)以外の市で東京及び大阪周辺の人口等の 集中している市…武蔵野、三鷹、川口、守 口、東大阪、堺、尼崎、西宮及び芦屋の9 市
- (3)(1)及び(2)以外の市で人口30万以上の市で 政令で定める市…47市

(4)東京都特別区

事業所税は、以上のように比較的大規模な 市等においてのみ課税されますので、ご質問 のように隣り合った市でも事業所税の課税団 体であったりなかったりします。





